

入笠ボランティア協会規約

第一章 団体の目的、名称、組織の構成、及び事務所

- 第1条 私達は入笠山と入笠湿原の自然を愛し、この自然の保護と育成に努め、後世に残すことを目的として活動するために団体を結成します。
- 第2条 団体の名称を入笠ボランティア協会と称します(以下、本会と記します)。
- 第3条 本会は、本会の目的に賛同して奉仕作業を行う人と、作業に参加出来ないが本会の趣旨に賛同して支援や援助を行う人及び団体の集まりで組織します。
- 第4条 本会の事務所を、山彦荘(諏訪郡富士見町入笠山 11404 番地)内に置きます。

第二章 本会の活動

- 第5条 本会は、入笠山と入笠湿原の自然と保護の育成の為に、長野県報第 1547 号長野県告示第 264 号に記載(県自然環境保全地域指定)の保全計画を遵守して作業を行います。
- (1) 入笠山と入笠湿原の清掃作業を行います。
 - (2) 入笠湿原の生態保護と育成に必要な活動を行います。
 - (3) 本会の活動を普及し、会員相互の理解を高め、会員外からの協力を得る為の広報活動を行います。
 - (4) 本会の活動資金として、毎年度会員登録を更新した会員に規定の会費を負担して頂きます。
 - (5) 本会の活動を行うための寄付を募ります。

第三章 会員の資格

- 第6条 本会の趣旨に賛同して毎年度会員登録を更新して会費を納め、奉仕作業に参加する人を正会員とします。
- 第7条 本会の趣旨に賛同して支援・援助を行う人や団体を賛助会員とします。
- 第8条 本会の活動の中傷し、品位を傷つけ、あるいは、故意に損害を与えた会員を、役員会で協議の上で会員から除外します。

第四章 本会の組織運営

- 第9条 会員の推薦により、役員会にて出席者の過半数の同意を得て、役員を選任します。役員任期は2年とし、再任を可とします。
- (1) 会長:1名
 - (2) 副会長:1~3名
 - (3) 事務局長:1名
 - (4) 世話人:人数は、役員会で決めます

第 10 条 会長、副会長、事務局長を三役と呼びます。

第 11 条 会の運営に必要な業務を行うために事務局を設置します。事務局長は、会長の承認を得て世話役の中から事務局員を選任し、業務を分担して行います。

第 12 条 本会運営に有用な人、または多大な功績のあった人を顧問として迎え、役員会に参加していただきます。

第五章 会議

第 13 条 本会の活動方針は、会議で討議して決定します。

(1) 総会

年度最後の集団作業終了後に、会員が参加する総会を開き、当該年度の活動総括を行い、次年度以降の活動方針などを討議します。

- a) 当該年度の活動報告と、会計収支の経過報告
- b) 次年度の活動計画と会計予算案の検討
- c) 次年度の役員の推薦
- d) 上記以外の重要事項の討議

(2) 役員会

三役、世話人及び顧問で、総会で討議された活動方針などを検討して決定し、その他の協議を行います。

(3) 三役会

会長が必要に応じて招集します。

第六章 会計

第 15 条 本会の活動の為に必要な経費は、会費、寄付金および助成金等を収入源として賄います。

第 16 条 会計業務は、事務局長が管理して、適宜に会長又は役員会に報告します。

第 17 条 前項の会計年度に係る決算終了後、会計監査を経て、役員会に決算報告をします。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わるものとします。

附則

1. 本規約に定め無き事項は総会で討議し、役員会で決定します。
2. 本規約は 2003 年 7 月 1 日より施行します。
3. 本規約は 2005 年 11 月 1 日より施行します。前規約は改定します。
4. 本規約は 2018 年 1 月 1 日より施行します。前規約は改定します。